

官報

号外 令和三年六月三日

○第二百四回 衆議院会議録 第三十一号

令和三年六月三日(木曜日)

議事日程

第二十三号

令和三年六月三日

午後一時開議

第一 濑戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

令和三年六月三日

午後一時開議

第二 水循環基本法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

令和三年六月三日

午後一時開議

第三 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(農林水産委員長提出)

令和三年六月三日

午後一時開議

第四 烏獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案(農林水産委員長提出)

令和三年六月三日

午後一時開議

第五 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

令和三年六月三日

午後一時開議

第六 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案(厚生労働委員長提出)

令和三年六月三日

午後一時開議

第七 強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結のための関係法律の整備に関する法律案(馳浩君外七名提出)

令和三年六月三日

午後一時開議

○本日の会議に付した案件
議員辞職の件

令和三年六月三日 衆議院会議録第三十一号 議員辞職の件 濑戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案

午後一時二分開議
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

〔本号末尾に掲載〕

○議員辞職の件

○議長(大島理森君) 去る一日、議員菅原一秀君から、一般、一身上の都合により衆議院議員を辞職いたたく御許可願いたい旨の辞表が提出されました。

今般 一身上の都合により衆議院議員を辞職いたたく御許可願います。

令和三年六月一日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員 菅原 一秀

○議長(大島理森君) これにつきお詫びいたしました。菅原一秀君の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、辞職を許可することに決まりました。

日程第六 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第七 強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結のための関係法律の整備に関する法律案(馳浩君外七名提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(大島理森君) 日程第一、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案を議題いたします。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第一 水循環基本法の一部を改正する法

法律案(国土交通委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、水循環基本法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長あかま二郎君。

水循環基本法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
〔「あかま二郎君登壇〕

○あかま二郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、地下水の適正な保全及び利用を図るために、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国の責務に関する規定において、国が総合的に策定し、及び実施する責務を有する水循環に関する施策として地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含むことを明記すること、第二に、水循環に関する基本的施策として、地下水の適正な保全及び利用の規定を追加し、その内容として、国及び地方公共団体は、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置、地下水の採取の制限等の必要な措置を講ずるよう努めることなどであります。

本案は、昨二日の国土交通委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案を議題といたしましたものであります。

水循環基本法の一部を改正する法律案を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 日程第三、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 日程第三、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 日程第三、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

水循環基本法の一部を改正する法律案を本委員会におきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。本案は、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

本委員会に御異議ありませんか。

〔左藤章君登壇〕

○左藤章君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参

加する選手が、自己の疾病的治療の目的で医薬品である覚醒剤の持込み、使用等ができるよう、覚醒剤取締法等の特例を設けるものであります。

本委員会は、去る六月一日日本委員会に付託され、昨日、提出者馳浩君から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 日程第四、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 日程第五及び第七の両案とともに、日程第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、三案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 日程第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、三案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案

〔左藤章君登壇〕

○左藤章君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

〔本号末尾に掲載〕

| |
|---|
| を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。 |
| 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件) |
| (第二百一回国会内閣提出、本院継続審査) |
| 令和元年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件) |
| (第二百一回国会内閣提出、本院継続審査) |
| 令和元年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百一回国会内閣提出、本院継続審査) |
| (質問書提出) |
| 一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 |
| ベトナム社会主義共和国からの入国制限に関する質問主意書(松原仁君提出) |
| 一、昨二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 |
| 薬剤師による新型コロナウイルスワクチン接種に関する再質問主意書(山井和則君提出) |
| 規制影響評価及び規制監督組織等に関する質問主意書(前原誠司君提出) |
| ワクチン接種従事者の拡大に関する再質問主意書(松原仁君提出) |
| 東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施における新型コロナウイルス感染症新変異株発生の懸念に関する再質問主意書(松原仁君提出) |
| ウイグル人強制労働の利用に関する質問主意書(松原仁君提出) |
| 住民の視点から考えた避難計画に必要な情報に関する質問主意書(阿部知子君提出) |
| 東京電力福島第一原子力発電所敷地内タンクの放射性物質の総量の公表に関する質問主意書(阿部知子君提出) |
| (答弁書受領) |
| 一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。 |

| |
|---|
| 衆議院議員松原仁君提出特定原産地証明書発行に関する各国の運用に対する質問に対する答弁書 |
| 令和三年五月二十日提出 |
| 特定原産地証明書発行に関する各国の運用に関する質問主意書 |
| 提出者 松原 仁 |
| 自由貿易の枠組みが、GATT(関税及び貿易に関する一般協定)、WTO(世界貿易機関)といふ多国籍協定から、国別・地域別の経済連携協定(EPA)へと移つている。 |
| EPAにおける貿易において、日本から輸出される产品が、EPAに基づく原産資格要件を充足していることを証明するに、相手国税關において、EPAで合意された通常の関税率よりも低い関税率の適用を受けることができる場合がある。 |
| そして、当該日本からの輸出产品がEPAに基づく原産資格要件を充足している特定原産品であることを証明する書類を特定原産地証明書といふ。過去、日本では、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に基づいて認定を受けた特定原産品に関して、実際には原産資格要件を満たしていないかつてもかかる特定原産地証明書が発給され、後に、当該発給の決定が取り消される事案があつた。その後、原産品判定時の審査状況を確認したところ、一部の指定発給機関の判定事務所において、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則で審査のために提出を要求されている資料が適切に提出されていないにもかかわらず、審査を実施していた事例が確認された。 |

| |
|--|
| このような、過去の不正事例は、特定原産地証明書の信頼性についてEPA締約国等に疑義を生じさせかねない。 |
| もつとも、このようなEPA締約国等に疑義を生じさせかねない事態が生じるということは日本に限つたこととはいえない。 |
| そこで、次のとおり質問する。 |
| 一 EPA締約国間の関係について |
| 1 政府として、日本が締約当事国となつている経済連携協定(EPA)締約相手国において、経済連携協定に基づく特定原産地証明書が不正に発給されていた事例を確認しているか。 |
| 2 前項の確認を行つてある場合、どのような手続きに基づいて確認しているか。また、そのような確認を行っていない場合、それはどのような理由からか。 |
| 3 マネーロンダリングに関する金融活動作業部会(FATF)においては、相互審査制度が導入されているが、特定原産地証明書の発行手続に関しても、EPAに基づく原産資格要件が輸出相手国における関税率に影響し、輸出競争力に影響するものであるから、EPA締約国間で平仄をとつて競争条件が整えられるべきであり、FATF同様の相互審査制度を導入すべきと考えるが、政府として如何。 |
| 二 中小企業におけるEPAを活用した輸出促進について |

| |
|---|
| 1 EPA締約国は、多くの国・地域にわたることから、これら国・地域の貿易実務の熟知は、輸出产品、特に部品点数の多い工業製品を製造・生産する中小企業にとって、専門人材の不足や情報の収集・集積の点で容易ではないという声がある。EPAによる輸出促進の実を上げるには、EPA相談、デスクの拡充など貿易業務に関する煩雑な諸手続に対す |
| る中小企業を支援する枠組みを拡充すべきと考えるが、政府として如何。 |
| 2 前項に關し、特に、中小企業にとって、輸入側の関税減免が輸出促進に直結するが、特定原産地証明書の取得に多大な労力を要しているという声がある。中小企業による同証明書の取得に關し、同証明書の取得に精通している民間人のネットワーク化を進めるとともに、先進市町村で活躍している職員や民間専門家が広く地域人材ネット(地域力創造アドバイザー)としてデータベース化されていとのと同様のデータベースの構築を検討すべきと考えるが、政府として如何。 |
| 3 EPAの影響低減を旨として、主に国内製造業一般を対象とする政策について、「中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化」のための予算として、三十三億円が令和二年度第三次補正予算で計上され、九十二億円が令和三年度予算で計上されている。中堅・中小企業等のEPAを活用した輸出促進が日本経済の発展に不可欠であることは明らかであることから、前二項の政策実現も考慮に入れて、必要に応じて「中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の強化」のための予算を拡大することを検討すべきと考えるが、政府として如何。 |
| 右質問する。 |
| 内閣衆質二〇四第一三九号 令和三年六月一日 |
| 衆議院議長 大島 理森殿 内閣総理大臣 菅 義偉 衆議院議員松原仁君提出特定原産地証明書発行に関する各国の運用に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 |

| | |
|--|---|
| 六 前各号に掲げるもののほか、栄養塩類増加措置の計画的な実施に関し必要な事項 | 3 知事が定めた府県計画に即するとともに、他の法律の規定による環境の保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。 |
| 9 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、第七項に規定する他の関係府県の知事及び市町村の長に通知しなければならぬ。 | 4 第二項第二号の目標値は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準の範囲内において定めなければならない。 |
| 5 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うものとする。 | 5 6 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域内において特定施設を設置する工場又は事業場の設置者、住民その他の関係者の意見を聞くとともに、当該栄養塩類管理計画に記載しようとする栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならない。 |
| 6 7 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域における栄養塩類増加措置の実施に関し環境保全上關係がある他の関係府県の知事及び市町村の長の意見を聞くとともに、環境大臣に協議しなければならない。 | 6 7 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、計画区域における栄養塩類増加措置の実施に関し環境保全上關係がある他の関係府県の知事及び市町村の長の意見を聞くとともに、環境大臣に協議しなければならない。 |
| 8 環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。 | 8 環境大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。 |
| 9 関係府県知事は、栄養塩類管理計画を定めたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するとともに、環境大臣に報告し、かつ、第七項に規定する他の関係府県の知事及び市町村の長に通知しなければならぬ。 | 9 第十二条の七 栄養塩類管理計画を定めた府県知事は、定期的に、計画区域における公共用海域の水質の状況について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該栄養塩類管理計画を変更するものとする。 |
| 10 第十二条の八 栄養塩類管理計画の変更 | 10 第十二条の八 栄養塩類管理計画の変更 |
| 第十二条の九 指定地域内計画事業場(水質汚濁防止法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場である計画事業場をいう。次項において同じ。)についての同法第八条の二、第十二条の二及び第十三条第三項の規定の適用について | 11 第十二条の九 第二項に規定する指定地域内計画事業場でなくなつた日から六月間は、同法第十二条の二及び第十三条第三項の規定の適用については、当該指定地域内事業場が指定地域内計画事業場でなくなつた日から六月間は、同法第十二条の二(「指定地域内事業場」とあるのは「指定地域内事業場(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四八年法律第百十号)第十一条の八栄養塩類管理計画において「計画事業場」という。)から公共用海域に水を排出する者(第五条第一項の許可を受けた者に限る。)が、当該計画事業場に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更について第八条第一項の規定による許可を受けようとする場合において、当該変更が当該栄養塩類管理計画に記載されたものであるときは、同条第三項において準用する第五条第三項から第七項までの規定は、適用しない。 |
| 第十二条の十 関係府県知事等の協力 | 11 第十二条の十 関係府県知事は、栄養塩類管理計画の策定及び実施に關して必要があると認めるときは、他の関係府県の知事又は市町村の長に対し、必要な協力を求めることができる。 |
| 第十二条の十一 栄養塩類管理計画を定めた府県 | 12 第十二条の十一 第二項に規定する指定地域内計画事業場でなくなつたものに限る。以下この条及び第十三条第三項において同じ。)と、「総量規制基準」とあるのは「総量規制基準(当該変更前の栄養塩類管理計画に定められていた同法第十二条の六第二項第二号に規定する物質による汚濁負荷量に係る部分を除く。第十三条第三項において同じ。)」とする。 |
| (関係府県知事等の協力) | (施行期日) |
| 第十二条の十二 政府の委任 | 12 第十二条の十二 政府の委任 |
| (検討) | 13 第十二条の十二 政府の委任 |
| 第十二条の十三 政府の委任 | 13 第十二条の十三 政府の委任 |
| 第十二条の十四 政府の委任 | 14 第十二条の十四 政府の委任 |
| 第十二条の十五 政府の委任 | 15 第十二条の十五 政府の委任 |
| 第十二条の十六 政府の委任 | 16 第十二条の十六 政府の委任 |
| 第十二条の十七 政府の委任 | 17 第十二条の十七 政府の委任 |
| 第十二条の十八 政府の委任 | 18 第十二条の十八 政府の委任 |
| 第十二条の十九 政府の委任 | 19 第十二条の十九 政府の委任 |
| 第十二条の二十 政府の委任 | 20 第十二条の二十 政府の委任 |
| 第十二条の二十一 政府の委任 | 21 第十二条の二十一 政府の委任 |
| 第十二条の二十二 政府の委任 | 22 第十二条の二十二 政府の委任 |
| 第十二条の二十三 政府の委任 | 23 第十二条の二十三 政府の委任 |
| 第十二条の二十四 政府の委任 | 24 第十二条の二十四 政府の委任 |
| 第十二条の二十五 政府の委任 | 25 第十二条の二十五 政府の委任 |
| 第十二条の二十六 政府の委任 | 26 第十二条の二十六 政府の委任 |
| 第十二条の二十七 政府の委任 | 27 第十二条の二十七 政府の委任 |
| 第十二条の二十八 政府の委任 | 28 第十二条の二十八 政府の委任 |
| 第十二条の二十九 政府の委任 | 29 第十二条の二十九 政府の委任 |
| 第十二条の三十 政府の委任 | 30 第十二条の三十 政府の委任 |
| 第十二条の三十一 政府の委任 | 31 第十二条の三十一 政府の委任 |
| 第十二条の三十二 政府の委任 | 32 第十二条の三十二 政府の委任 |
| 第十二条の三十三 政府の委任 | 33 第十二条の三十三 政府の委任 |
| 第十二条の三十四 政府の委任 | 34 第十二条の三十四 政府の委任 |
| 第十二条の三十五 政府の委任 | 35 第十二条の三十五 政府の委任 |
| 第十二条の三十六 政府の委任 | 36 第十二条の三十六 政府の委任 |
| 第十二条の三十七 政府の委任 | 37 第十二条の三十七 政府の委任 |
| 第十二条の三十八 政府の委任 | 38 第十二条の三十八 政府の委任 |
| 第十二条の三十九 政府の委任 | 39 第十二条の三十九 政府の委任 |
| 第十二条の四十 政府の委任 | 40 第十二条の四十 政府の委任 |
| 第十二条の四十一 政府の委任 | 41 第十二条の四十一 政府の委任 |
| 第十二条の四十二 政府の委任 | 42 第十二条の四十二 政府の委任 |
| 第十二条の四十三 政府の委任 | 43 第十二条の四十三 政府の委任 |
| 第十二条の四十四 政府の委任 | 44 第十二条の四十四 政府の委任 |
| 第十二条の四十五 政府の委任 | 45 第十二条の四十五 政府の委任 |
| 第十二条の四十六 政府の委任 | 46 第十二条の四十六 政府の委任 |
| 第十二条の四十七 政府の委任 | 47 第十二条の四十七 政府の委任 |
| 第十二条の四十八 政府の委任 | 48 第十二条の四十八 政府の委任 |
| 第十二条の四十九 政府の委任 | 49 第十二条の四十九 政府の委任 |
| 第十二条の五十 政府の委任 | 50 第十二条の五十 政府の委任 |
| 第十二条の五十一 政府の委任 | 51 第十二条の五十一 政府の委任 |
| 第十二条の五十二 政府の委任 | 52 第十二条の五十二 政府の委任 |
| 第十二条の五十三 政府の委任 | 53 第十二条の五十三 政府の委任 |
| 第十二条の五十四 政府の委任 | 54 第十二条の五十四 政府の委任 |
| 第十二条の五十五 政府の委任 | 55 第十二条の五十五 政府の委任 |
| 第十二条の五十六 政府の委任 | 56 第十二条の五十六 政府の委任 |
| 第十二条の五十七 政府の委任 | 57 第十二条の五十七 政府の委任 |
| 第十二条の五十八 政府の委任 | 58 第十二条の五十八 政府の委任 |
| 第十二条の五十九 政府の委任 | 59 第十二条の五十九 政府の委任 |
| 第十二条の六十 政府の委任 | 60 第十二条の六十 政府の委任 |
| 第十二条の七十一 政府の委任 | 61 第十二条の七十一 政府の委任 |
| 第十二条の七十二 政府の委任 | 62 第十二条の七十二 政府の委任 |
| 第十二条の七十三 政府の委任 | 63 第十二条の七十三 政府の委任 |
| 第十二条の七十四 政府の委任 | 64 第十二条の七十四 政府の委任 |
| 第十二条の七十五 政府の委任 | 65 第十二条の七十五 政府の委任 |
| 第十二条の七十六 政府の委任 | 66 第十二条の七十六 政府の委任 |
| 第十二条の七十七 政府の委任 | 67 第十二条の七十七 政府の委任 |
| 第十二条の七十八 政府の委任 | 68 第十二条の七十八 政府の委任 |
| 第十二条の七十九 政府の委任 | 69 第十二条の七十九 政府の委任 |
| 第十二条の八十 政府の委任 | 70 第十二条の八十 政府の委任 |
| 第十二条の八十一 政府の委任 | 71 第十二条の八十一 政府の委任 |
| 第十二条の八十二 政府の委任 | 72 第十二条の八十二 政府の委任 |
| 第十二条の八十三 政府の委任 | 73 第十二条の八十三 政府の委任 |
| 第十二条の八十四 政府の委任 | 74 第十二条の八十四 政府の委任 |
| 第十二条の八十五 政府の委任 | 75 第十二条の八十五 政府の委任 |
| 第十二条の八十六 政府の委任 | 76 第十二条の八十六 政府の委任 |
| 第十二条の八十七 政府の委任 | 77 第十二条の八十七 政府の委任 |
| 第十二条の八十八 政府の委任 | 78 第十二条の八十八 政府の委任 |
| 第十二条の八十九 政府の委任 | 79 第十二条の八十九 政府の委任 |
| 第十二条の九十 政府の委任 | 80 第十二条の九十 政府の委任 |
| 第十二条の九十一 政府の委任 | 81 第十二条の九十一 政府の委任 |
| 第十二条の九十二 政府の委任 | 82 第十二条の九十二 政府の委任 |
| 第十二条の九十三 政府の委任 | 83 第十二条の九十三 政府の委任 |
| 第十二条の九十四 政府の委任 | 84 第十二条の九十四 政府の委任 |
| 第十二条の九十五 政府の委任 | 85 第十二条の九十五 政府の委任 |
| 第十二条の九十六 政府の委任 | 86 第十二条の九十六 政府の委任 |
| 第十二条の九十七 政府の委任 | 87 第十二条の九十七 政府の委任 |
| 第十二条の九十八 政府の委任 | 88 第十二条の九十八 政府の委任 |
| 第十二条の九十九 政府の委任 | 89 第十二条の九十九 政府の委任 |
| 第十二条の一百 政府の委任 | 90 第十二条の一百 政府の委任 |
| 第十二条の一百一 政府の委任 | 91 第十二条の一百一 政府の委任 |
| 第十二条の一百二 政府の委任 | 92 第十二条の一百二 政府の委任 |
| 第十二条の一百三 政府の委任 | 93 第十二条の一百三 政府の委任 |
| 第十二条の一百四 政府の委任 | 94 第十二条の一百四 政府の委任 |
| 第十二条の一百五 政府の委任 | 95 第十二条の一百五 政府の委任 |
| 第十二条の一百六 政府の委任 | 96 第十二条の一百六 政府の委任 |
| 第十二条の一百七 政府の委任 | 97 第十二条の一百七 政府の委任 |
| 第十二条の一百八 政府の委任 | 98 第十二条の一百八 政府の委任 |
| 第十二条の一百九 政府の委任 | 99 第十二条の一百九 政府の委任 |
| 第十二条の一百十 政府の委任 | 100 第十二条の一百十 政府の委任 |
| 第十二条の一百一十一 政府の委任 | 101 第十二条の一百一十一 政府の委任 |
| 第十二条の一百一十二 政府の委任 | 102 第十二条の一百一十二 政府の委任 |
| 第十二条の一百一十三 政府の委任 | 103 第十二条の一百一十三 政府の委任 |
| 第十二条の一百一十四 政府の委任 | 104 第十二条の一百一十四 政府の委任 |
| 第十二条の一百一十五 政府の委任 | 105 第十二条の一百一十五 政府の委任 |
| 第十二条の一百一十六 政府の委任 | 106 第十二条の一百一十六 政府の委任 |
| 第十二条の一百一十七 政府の委任 | 107 第十二条の一百一十七 政府の委任 |
| 第十二条の一百一十八 政府の委任 | 108 第十二条の一百一十八 政府の委任 |
| 第十二条の一百一十九 政府の委任 | 109 第十二条の一百一十九 政府の委任 |
| 第十二条の一百二十 政府の委任 | 110 第十二条の一百二十 政府の委任 |
| 第十二条の一百二十一 政府の委任 | 111 第十二条の一百二十一 政府の委任 |
| 第十二条の一百二十二 政府の委任 | 112 第十二条の一百二十二 政府の委任 |
| 第十二条の一百二十三 政府の委任 | 113 第十二条の一百二十三 政府の委任 |
| 第十二条の一百二十四 政府の委任 | 114 第十二条の一百二十四 政府の委任 |
| 第十二条の一百二十五 政府の委任 | 115 第十二条の一百二十五 政府の委任 |
| 第十二条の一百二十六 政府の委任 | 116 第十二条の一百二十六 政府の委任 |
| 第十二条の一百二十七 政府の委任 | 117 第十二条の一百二十七 政府の委任 |
| 第十二条の一百二十八 政府の委任 | 118 第十二条の一百二十八 政府の委任 |
| 第十二条の一百二十九 政府の委任 | 119 第十二条の一百二十九 政府の委任 |
| 第十二条の一百三十 政府の委任 | 120 第十二条の一百三十 政府の委任 |
| 第十二条の一百三十一 政府の委任 | 121 第十二条の一百三十一 政府の委任 |
| 第十二条の一百三十二 政府の委任 | 122 第十二条の一百三十二 政府の委任 |
| 第十二条の一百三十三 政府の委任 | 123 第十二条の一百三十三 政府の委任 |
| 第十二条の一百三十四 政府の委任 | 124 第十二条の一百三十四 政府の委任 |
| 第十二条の一百三十五 政府の委任 | 125 第十二条の一百三十五 政府の委任 |
| 第十二条の一百三十六 政府の委任 | 126 第十二条の一百三十六 政府の委任 |
| 第十二条の一百三十七 政府の委任 | 127 第十二条の一百三十七 政府の委任 |
| 第十二条の一百三十八 政府の委任 | 128 第十二条の一百三十八 政府の委任 |
| 第十二条の一百三十九 政府の委任 | 129 第十二条の一百三十九 政府の委任 |
| 第十二条の一百四十 政府の委任 | 130 第十二条の一百四十 政府の委任 |
| 第十二条の一百四十一 政府の委任 | 131 第十二条の一百四十一 政府の委任 |
| 第十二条の一百四十二 政府の委任 | 132 第十二条の一百四十二 政府の委任 |
| 第十二条の一百四十三 政府の委任 | 133 第十二条の一百四十三 政府の委任 |
| 第十二条の一百四十四 政府の委任 | 134 第十二条の一百四十四 政府の委任 |
| 第十二条の一百四十五 政府の委任 | 135 第十二条の一百四十五 政府の委任 |
| 第十二条の一百四十六 政府の委任 | 136 第十二条の一百四十六 政府の委任 |
| | |

**瀬戸内海環境保全特別措置法の一
部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書**

一 議案の目的及び要旨

本案は、瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律の目的に、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを追加すること。

2 この法律の基本理念に、瀬戸内海の環境の保全は、気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていることを追加すること。

3 関係府県知事は、単独で又は共同して、特定の海域について、栄養塩類(窒素及びその化合物並びに燐及びその化合物をいう。)を適切に増加させるための措置の計画的な実施に関する栄養塩類管理計画を定めることができるものとすること。

4 3の計画を定めた府県知事は、定期的に、計画区域における公共用水域の水質の状況について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該計画を変更するものとすること。

5 3の計画に即して栄養塩類の増加に必要な措置を実施する工場又は事業場に対し、水質汚濁防止法に基づく総量規制の特例等を定めるものとすること。

6 関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、水際線付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜等の状態が維持されている区域(損なわれた砂浜等のものを含む。)を自然海浜保全地区として指定することができるものとすること。

7 国及び地方公共団体は、瀬戸内海の海域等において、漂流ごみ等に因する瀬戸内海の環境の保全上の支障を防止するため、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携の下に、漂流ごみ等の除去、発生の抑制その他必要な措置を講ずるように努めるものとすること。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和三年六月一日

環境委員長 石原 宏高
衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 関係府県が栄養塩類管理計画を策定する場合には、他の関係府県を含め、地域の合意形成や協議等に対し適切に支援すること。また、適切な水質の保全及び管理が図られるよう、栄養塩類增加措置による周辺環境への影響に係る事前

調査や、モニタリングの充実に向けた必要な支援を行うこと。さらに、栄養塩類管理計画の変更に当たっては、機動的に対処できるよう、必要な措置を設けること。併せて、栄養塩類の順応的な管理計画に大きな影響を与えることが想起される生態系や食物連鎖構造と水産資源との関係の変遷につき包括的な調査研究を実施すること。

二 藍場・干潟等が、水質の浄化に加え、生物多様性の維持、炭素の貯留といった環境の保全上の重要な機能を有していることに鑑み、関係省庁との連携の上、藍場・干潟等の保全、再生及び創出に係る施策の充実・強化に十分な予算の確保に努めること。また、未利用埋立地等を利用し、自然の力をいかした磯浜の復元に努めること。

三 マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみといった漂流ごみ等の除去、発生抑制等に係る施策の実施に当たっては、地方公共団体、漁業者等による連携体制の構築の推進や、漂流ごみ等の処理費用に関する十分な予算の確保に努めること。あわせて、漂流ごみ等に係る各地域の環境保全活動に対する支援の充実・強化に努めること。

四 瀬戸内海における環境保全に関する施策の実施に当たっては、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域ごと、季節ごとの課題に対して、きめ細やかな取組を推進することができるような湾・灘協議会のあり方の検討を行うこと。また、瀬戸内海全域にわたる環境の状況を踏まえ、関係府県に対し、必要に応じて適切に助言等を行うこと。

五 瀬戸内海における栄養塩類と生物の多様性及び生産性との関係、気候変動の影響などについて明示された水温の上昇については、具体的な適応策を検討すること。

六 基本理念に掲げられている生物多様性の確保等を適切に行うために必要な施策についての調査研究及びその結果に基づいた具体的な施策の推進については、ポスト愛知目標の策定作業や日本における次期生物多様性国家戦略の策定作業との関連性を念頭に置くこと。

七 本法附則第三項による施行後五年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定の施行状況を踏まえ、必要があると認める場合は、適宜適切に所要の措置を講ずること。

水循環基本法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和三年六月二日

国土交通委員長 あかま一郎
提出者

水循環基本法の一部を改正する法律

水循環基本法(平成二十六年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「**〔施策〕**」の下に「**〔地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。〕**」を加える。

第十六条中「**〔水循環に関する講じた〕**」を「**〔講じた水循環に関する〕**」に改める。

(地下水の適正な保全及び利用)
第十六条の次に次の一条を加える。

第十六条中「**〔水循環に関する講じた〕**」を「**〔講じた水循環に関する〕**」に改める。

第十六条の二 国及び地方公共団体は、前十三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設

官 報 (号 外)

置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地下水の適正な保全及び利用を図るために、水循環に関する施策に地下水の適正な保全及び利用に関する施策が含まれていることを明記するとともに、水循環に関する基本的施策として地下水の適正な保全及び利用を図るために必要な措置を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右の議案を提出する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

令和三年六月二日

提出者

農林水産委員長 高鳥 修一

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「食品としての利用等」を「捕獲等の有効利用」に改める。
第二条の二第一項中「を防止するため」を「の防止に關し」に改める。
第四条第二項第七号中「有効な利用」を「捕獲等のものを除く」を、「指導」の下に「効率的な処理」と有する多様な人材の活用に配慮するものとす
る。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「食品としての利用等」を「捕獲等の有効利用」に改める。
第二条の二第一項中「を防止するため」を「の防止に關し」に改める。
第四条第二項第七号中「有効な利用」を「捕獲等のものを除く」を、「指導」の下に「効率的な処理」と有する多様な人材の活用に配慮するものとす
る。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。
第一条中「食品としての利用等」を「捕獲等の有効利用」に改め、「研究」の下に「開発」を、「実施その他の」を「関係機関及び関係団体と連携した体的な研修の実施その他」に改める。
第十七条第二項中「捕獲等をした対象鳥獣の食

品としての利用等その有効な利用」及び「その利

じ」を削り、同項第八号中「食品」の下に「愛玩動物用飼料(愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)第二条第一項に規定する愛がん動物用飼料をいう。第十条の二及び第十五条において同じ。)又は皮革」を、「有効な利用」の下に「(以下「捕獲等鳥獣の有効利用」とい。)」を加える。

第七条の二第二項中「認めるときは」の下に「協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ」を、「実施」の下に「関係市町村相互間の連絡調整」を加え、「を防止するため」を「の防止に關し」に改める。

第八条中「及び都道府県」を削り、「基づく被害防止策」の下に「並びに都道府県知事が行う第七条の二第二項の調査及び措置」を、「実施に要する費用に対する補助」の下に「、都道府県知事が行つ同項の調査及び措置に要する費用に対する補助」を加え、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他の該被害防止策の実施に要する費用に対する補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第九条第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

第十条中「被害防止計画に基づき」を削り、「適正な処理」の下に「(捕獲等鳥獣の有効利用に伴うものを除く)」を、「指導」の下に「効率的な処理」と有する者」を「事項」に改め、「(食品)」の下に「愛玩動物用飼料又は皮革」を加え、「について技術的指導を行う者、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等」を「又は捕獲等鳥獣の有効利用」に、「研修の実施その他」を「関係機関及び関係団体と連携した体的な研修の実施その他」に改める。

第十一条中「被害防止計画に基づき」を削り、「適正な処理」の下に「(捕獲等鳥獣の有効利用に伴うものを除く)」を、「指導」の下に「効率的な処理」と有する者」を「事項」に改め、「(食品)」の下に「愛玩動物用飼料又は皮革」を加え、「について技術的指導を行う者、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等」を「又は捕獲等鳥獣の有効利用」に、「研修の実施その他」を「関係機関及び関係団体と連携した体的な研修の実施その他」に改める。

第十三条中「捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用」及び「その利

用」を「捕獲等鳥獣の有効利用」に改める。

附則第三条第二項中「平成三十三年十二月三日」を「令和九年四月十五日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

理 由

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策の一層の推進を図るため、対象鳥獣の捕獲等の強化、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び有効利用のための措置の拡充、人材育成の充実強化並びに銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由であ

る。

右の議案を提出する。

令和三年五月二十八日

提出者

高木 陽介 鴨下 一郎
藤田 文武 潤島 智子
賛成者 逢沢 一郎外三十名

令和三年六月三日 衆議院会議録第二十一号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のよう改訂する。

国民の祝日にに関する法律の特例中「第五章 国民の祝日にに関する法律の特例(第三十二条)」を「第五節 覚醒剤取締法等の特例(第二十一条の二)」に改める。

第四章に次の二節を加える。

第五節 覚醒剤取締法等の特例

第三十一条の二 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会に参加する選手は、覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第十三条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病的治療の目的で、次の各号に掲げる行為を、それぞれ当該各号に定める日までの間に限り、することができる。この場合において、第一号に掲げる行為をしようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第五十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の確認を受けることを要しない。

一 覚醒剤(覚醒剤取締法第二条第一項に規定する覚醒剤をいう。以下この条において同じ。)を携帯して輸入すること。 令和三年八月八日

二 前号の覚醒剤を携帯して輸出すること。 令和三年八月三十一日

この法律は、公布の日から施行する。
理由
令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する選手が、自己の疾病的治療の目的で覚醒剤を携帯して輸入すること等ができるよう、覚醒剤取締法等の特例を設けるものである。

第三項に規定する覚醒剤施用機関をいう。)において、診療に従事する医師から施用のため覚醒剤の交付を受けた者とみなして、同法第十四条第一項及び第十九条の規定を適用する。

第三項の規定により覚醒剤を携帯して輸入し、又は該覚醒剤を携帯して輸出することについて許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。

前項の規定は、令和三年に開催される東京パラリンピック競技大会に参加する選手について準用する。この場合において、第一項第一号中「令和三年八月八日」とあるのは「令和三年九月五日」と、同項第二号及び第二項中「令和三年八月三十一日」とあるのは「令和三年九月三十日」と読み替えるものとする。

第一項及び第三項これららの規定を前項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

(一) 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会に参加する選手は、覚醒剤取締法第十三条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の許可を受けて、自己の疾病的治療の目的で、次に掲げる行為を、それぞれ次に定めること。この場合において、覚醒剤を携帯して輸入しようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十六条の二第一項の規定による厚生労働大臣の確認を受けることを要しないこと。

(1) 覚醒剤を携帯して輸入すること。 令和三年八月八日

(2) (1)の覚醒剤を携帯して輸出すること。 令和三年八月三十一日

二 (一)の許可を受けて覚醒剤を携帯して輸入した者については、令和三年八月三十一日までの間に限り、当該輸入した者を覚醒剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため覚醒剤の交付を受けた者とみなして、覚醒剤取締法第十四条第一項及び第十九条の規定は、令和三年に開催された東京パラリンピック競技大会に参加する選手について準用するよう、覚醒剤取締法等の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

選手について準用すること。」の場合において、(一)(1)中「令和三年八月八日」とあるのは「令和三年九月五日」と、(一)(2)及び(二)中「令和三年八月三十一日」とあるのは「令和三年九月三十日」と読み替えるものとす

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(馳浩君外四名提出)に関する報告書

本案は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する選手が、自己の疾病的治療の目的で覚醒剤を携帯して輸入すること等ができるよう、覚醒剤取締法等の特例を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 議案の目的及び要旨
本案は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する選手が、自己の疾病的治療の目的で覚醒剤を携帯して輸入すること等ができるよう、覚醒剤取締法等の特例を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

二 議案の可決理由
令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に参加する選手が、自己の疾病的治療の目的で覚醒剤を携帯して輸入すること等ができるよう、覚醒剤取締法等の特例を設ける本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 第一項の規定により覚醒剤を携帯して輸入する場合における選手の権限を整備すること。

この法律は、公布の日から施行すること。

四 その他所要の規定を整備すること。

この法律は、公布の日から施行すること。

右報告する。

令和三年六月二日

文部科学委員長 左藤 章
衆議院議長 大島 理森殿

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

(一) (1)の覚醒剤を携帯して輸出すること。 令和三年四月十六日
衆議院議長 大島 理森殿
参議院議長 山東 昭子
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

(二) (1)の許可を受けて覚醒剤を携帯して輸入した者については、令和三年八月三十一日までの間に限り、当該輸入した者を覚醒剤施用機関において診療に従事する医師から施用のため覚醒剤の交付を受けた者とみなして、覚醒剤取締法第十四条第一項及び第十九条の規定を適用すること。

(三) (一)及び(二)の規定は、令和三年に開催された東京パラリンピック競技大会に参加する選手について準用すること。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律の一部改正)

。

を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「次の各号のいずれにも該当するもの」を「その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。第三項及び第十一項において同じ。)が満了することが明らかでない者」に改め、同項各号を削り、同条第三項ただし書中「第一項各号のいずれにも該当するもの」を「当該子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者」に改め、同条第五項中「第一項第二号」を「第一項ただし書」に改める。

第十一条第一項ただし書中「次の各号のいずれにも該当するもの」を第三項に規定する介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六月を経過する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者」に改め、同項各号を削る。

第十二条第一項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第二十一条第一項中「事業主」を前条第一項に定めるものほか、事業主に改め、同条を第二十一条の二とし、第九章中同条の前に次の二項を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第二十一条 事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対する措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二十二条の見出し中「雇用管理等」を「雇用環境の整備及び雇用管理等」に改め、同条中「事業主」を「前項に定めるものほか、事業主」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

二 育児休業に関する相談体制の整備

三 その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

第二十九条中「第二十一条」を「第二十一条第一項、第二十一条の二」に改める。

第五十二条の二中「第八章まで」の下に「第二十一条」を加え、「ゆだねる」を「委ねる」に改める。

第五十三条第二項第二号中「第二十二条」を「第二十二条第二項」に改める。

第五十六条の二中「第二十条の二」の下に「第二十二条第二項」に改める。

第二十一条 事業主は、労働者が当該事業主に

2 第五条第一項中「育児休業」の下に「(第九条の二第一項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第九条までにおいて同じ。)」を加え、同条ただし書中「第三項」の下に「第九条の二第一項」を加え、同条第二項を次のように改める。

第五条第一項中「育児休業」の下に「(第九条の二第一項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第九条までにおいて同じ。)」を加え、同条ただし書中「第三項」の下に「第九条の二第一項」を加え、同条第二項を次のように改める。

第二前項の規定にかかるわらず、労働者は、その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)までの期間(当該子を養育していない期間を除く。)内に一回の育児休業(第七項に規定する育児休業申出によりする育児休業を除く。)をした場合には、当該子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、前項の規定による申出をすることができない。

第五条第三項中「場合に限り」を「場合(厚生労働省令で定める特別の事情がある場合には、第二号に該当する場合)に限り」に改め、同項ただし書中「であつてその配偶者が当該子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)において育児休業をしているもの」を「(当該子の一歳到達日において育児休業をしている者であつて、その翌日を第六項に規定する育児休業開始予定期日にとする申出をするものを除く。)」に改め、同項に次の二号を加える。

二 第四項の規定による申出 当該申出に係る子の一歳到達日の翌日(当該申出をする労働者の配偶者が同項の規定による申出により育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定期日の翌日以前の日)

二 第四項の規定による申出 当該申出に係る子の一歳六か月到達日の翌日(当該申出をする労働者の配偶者が同項の規定による申出により育児休業をする場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定期日の翌日以前の日)

第五条第七項中「第三項ただし書」を「第三項(第一号及び第二号を除く。)」に改める。

第六条第三項中「又は第四項」を削り、「による申出」の下に「(当該申出があつた日が当該申出に係る子の一歳到達日以前の日であるものに

2 第五条第四項中「に限り」を「(前項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合には、第二号に該当する場合)に限り」に改め、同項第一号中「次号及び第六項において」を「以下」に改め、同項に次の二号を加える。

三 当該子の一歳六か月到達日後における申出により育児休業を行つた労働者の福利に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案及び同報

限る。」又は同条第四項の規定による申出(当該申出があつた日が当該申出に係る子の一歳六か月到達日以前の日であるものに限る。)」を加える。

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を第一項に」、「により育児休業申出」を「により第五条第三項又は第四項の規定による申出」に、「当該育児休業申出」を「当該申出」に、「第五条第一項、第三項」を「同条第三項」に、「第五条第一項、第三項」を「同条第三項」に改め、「いずれかの日」の下に「次条第三項において同じ。」を加え、「前条第一項」を「第九条第一項」に、「次条第一項」を「第九条の第六第一項」に改め、「労働基準法」の下に「(昭和二十二年法律第四十九号)」を、「について育児休業」の下に「及び次条第一項に規定する出生時育児休業」を加え、「第二十四条第一項第一号」を「同条第四項」とあるのは「第五条第四項」と、「二十四条第一項第一号」に改め、同条を第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により第五条第一項の規定による申出を撤回した労働者は、同条第二項の規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなす。

第九条第二項第三号中「労働基準法」の下に「(昭和二十二年法律第四十九号)」を、「休業する期間の下に」、「第九条の五第一項に規定する出生時育児休業期間」を加え、同条第三項中「第一条第三項後段」を「前条第四項後段」に改める。

第九条の三中「及び第四項」を「第四項及び第六項」に、「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改め、同条を第九条の七とする。

第九条の二第一項中「第九条の二第一項」を「第九条の六第一項」に、「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という)」とあるのは「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という)」(当該配偶者)を「一歳到達日」とあるのは「一歳到達日(当該労働者)に「同条第六項」を「同項第三号中「一歳到達日」とあるのは「一歳到達日(当該子を養育する労働者が第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定によりした申出に係る第九条第一項(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の

一歳到達日後である場合にあつては、当該育児休業終了予定日とされた日」と)とし、同条第六項において同じ。」を加え、「前条第一項」を「第九条の第六第一項」に改め、「いずれかの日」の下に「次条第一項」を「第九条の第六第一項」に改め、「労働基準法」の下に「(昭和二十二年法律第四十九号)」を、「について育児休業」の下に「及び次条第一項に規定する出生時育児休業」を加え、「第二十四条第一項第一号」を「同条第四項」とあるのは「第五条第四項」と、「二十四条第一項第一号」に改め、同条を第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により第五条第一項の規定による申出を撤回した労働者は、同条第二項の規定の適用については、当該申出に係る育児休業をしたものとみなす。

(出生時育児休業の申出)

第九条の二 労働者は、その養育する子について、その事業主に申し出ることにより、出生時育児休業(育児休業のうち、この条から第九条の五までに定めるところにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該子の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出産の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。次項第一号において同じ。)の期間内に四週間以内の期間を定めてする休業をいふ。以下同じ。)をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、その養育する子の出生の日(出産予定日前に当該子が出生した場合は当該出産の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合は当該出産予定日から当該出産の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。次項第一号において同じ。)の期間内に四週間以内の期間を定めてする休業をいふ。以下同じ。)をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、

養育する子について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該子については、同項の規定による申出をすることができない。

一 当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間(当該子を養育していない期間を除く)内に二回の出生時育児休業(第四項に規定する出生時育児休業申出によりする出生時育児休業を除く。)をした場合

二 当該子の出生の日(出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては、当該出産予定日以後に出生時育児休業をする日数(出生時育児休業を開始する日から出生時育児休業を終了する日までの日数とする。第九条の五第六項第三号において同じ。)が二十八日に達している場合

3 第一項の規定による申出(以下「出生時育児休業申出」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は出生時育児休業することとする一の期間について、その初日(以下「出生時育児休業開始予定日」といいう。)及び末日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)とする日を明らかにして、しなければならない。

4 第一項ただし書及び第二項(第二号を除く。)の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を出生時育児休業終了予定日(第九条の四において準用する第七条第三項の規定により当該出生時育児休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日とする)とする出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とさりて準用する前項ただし書と、「前条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第九条の二第二項」と読み替えるものとする。

3 事業主は、労働者からの出生時育児休業申出があつた場合において、当該出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日が当該出生時育児休業申出があつた日から起算して二週間を経過する日(以下この項において「二週間経過日」という。)の翌日から起算して二週間を経過する日(以下この項において「二週間経過日」という。)の日であるときは、厚生労働省令で定めるとこにより、当該出生時育児休業申出があつた日とされた日から当該二週間経過日(当該出生時育児休業申出があつた日までに、第六条第三項の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該二週間経過日前の日で厚生労働省令で定める日)までの間のいずれかの日を当該出生時育児休業開始予定日として指定することができる。

4 事業主と労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときは

その労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めた場合における前項の規定の適用については、同項中「二週間を経過する日(以下この項において二週間経過する日)」といふ。」とあるのは「次項第二号に掲げる期間を経過する日」と、「当該二週間経過する日」とあるのは「同号に掲げる期間を経過する日」とあるのは「出生時育児休業申出を経過する日」とあるものとす。

一 出生時育児休業申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備その他の厚生労働省令で定める措置の内容

二 事業主が出生時育児休業申出に係る出生時育児休業開始予定日を指定することができる出生時育児休業申出があつた日の翌日から出生時育児休業開始予定日とされた日までの期間(二週間を超えて一月以内の期間に限る。)

5 第一項ただし書及び前三項の規定は、労働者が前条第四項に規定する出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。(準用)

第九条の四 第七条並びに第八条第一項、第二項及び第四項の規定は、出生時育児休業申出並びに出生時育児休業開始予定日及び出生時育児休業終了予定日について準用する。この場合において、第七条第一項中「前条第三項」とあるのは「(第九条の三第三項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)と、同条第二項中「一月」とあるのは「二週間」と、「前条第三項」とあるのは「第九条の三第三項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)と、第八条第一項中「第六条第三項又は前条第二項」とあるのは「第九条の三第三項(同条第四項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)又は第九条の四において準用する前条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第九条の四において準用する前条第一項」と、同条第二項中「同条第二項」とあるのは「第九条の二第二項」と読み替えるものとする。

(出生時育児休業期間等)

第九条の五 出生時育児休業申出をした労働者がその期間中は出生時育児休業をすることができる期間(以下「出生時育児休業期間」という。)は、出生時育児休業開始予定日とされた日(第九条の三第三項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は前条において準用する第七条第二項の規定による事業主の指定があつた場合は当該事業主の指定した日、前条において準用する第七条第一項の規定により出生時育児休業開始予定日が変更された場合にあつてはその変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。以下この条において同じ。)から出生時育児休業終了予定日とされた日(前条において準用する第七条第三項の規定により当該出生時育児休業終了予定日が変更された場合は、その変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日(前条において准用する第七条第三項の規定により当該出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

5 第一項ただし書及び前三項の規定は、労働者が前条第四項に規定する出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

3 前項の規定による申出をした労働者は、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までは、その事業主に申し出ることにより当該申出に係る就業可能日等を変更し、又は当該申出を撤回することができる。

4 事業主は、労働者から第二項の規定による申出(前項の規定による変更の申出を含む。)があった場合には、当該申出に係る就業可能日等(前項の規定により就業可能日等が変更された場合は、その変更後の就業可能日等)の範囲内で日時を提示し、厚生労働省令で定めることにより、当該申出に係る日等の規定により就業可能日等が変更された場合には、その変更後の就業可能日等(前項の規定により就業可能日等が変更された場合は、その変更後の就業可能日等)の範囲内で日時を提示し、厚生労働省令で定めることにより、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までに当該労働者の同意を得た場合に限り、厚生労働省令で定める範囲内で、当該労働者を当該日時に就業させることができる。

5 前項の同意をした労働者は、当該同意の全部又は一部を撤回することができる。ただし、第二項の規定による申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日以後においては、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に限る。

6 次の各号に掲げるいづれかの事情が生じた場合には、出生時育児休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第四号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。

7 第八条第四項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十一条中「育児休業申出をし、又は」を「育児休業申出等(育児休業申出及び出生時育児休業申出をし、又は)」に改め、「こと」の下に「又は第九条の五第二項の規定による申出若しくは同条第四項の同意をしなかつたことその他の同条第二項から第五項までの規定に関する事由であつて厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第十四条第一項及び第三項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第十五条第三項第二号中「育児休業期間」の下に「出生時育児休業期間」を加え、同条第四項

読み替えて適用する場合を含む。)又は第九条の四において準用する前条第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第九条の四において準用する前条第一項」と、同条第二項中「同条第二項」とあるのは「第九条の二第二項」と読み替えるものとする。

第九条の五 出生時育児休業申出をした労働者がその期間中は出生時育児休業をすることができる期間(以下「出生時育児休業期間」という。)は、出生時育児休業開始予定日とされた日の翌日(出産予定日前に当該子が出生した場合には、当該出産予定日の翌日)から起算して八週間を経過した日の翌日)。

3 前項の規定による申出をした労働者は、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までは、その事業主に申し出ることにより当該申出に係る就業可能日等を変更し、又は当該申出を撤回することができる。

4 事業主は、労働者から第二項の規定による申出(前項の規定による変更の申出を含む。)があった場合には、当該申出に係る就業可能日等(前項の規定により就業可能日等が変更された場合は、その変更後の就業可能日等)の範囲内で日時を提示し、厚生労働省令で定めることにより、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までに当該労働者の同意を得た場合に限り、厚生労働省令で定める範囲内で、当該労働者を当該日時に就業させることができる。

5 前項の同意をした労働者は、当該同意の全部又は一部を撤回することができる。ただし、第二項の規定による申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日以後においては、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に限る。

6 次の各号に掲げるいづれかの事情が生じた場合には、出生時育児休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第四号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。

7 第八条第四項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十一条中「育児休業申出をし、又は」を「育児休業申出等(育児休業申出及び出生時育児休業申出をし、又は)」に改め、「こと」の下に「又は第九条の五第二項の規定による申出若しくは同条第四項の同意をしなかつたことその他の同条第二項から第五項までの規定に関する事由であつて厚生労働省令で定めるもの」を加える。

ととなつた事由として厚生労働省令で定められた事由が生じたこと。

二 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生の日の翌日(出産予定日前に当該子が出生した場合には、当該出産予定日の翌日)から起算して八週間を経過した日の翌日)。

三 出生時育児休業終了予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業申出に係る子の出生の日の日(出産予定日前に当該子が出生した場合には、当該出産予定日の翌日)以後に出生した場合には、当該出産予定日の翌日)に達したこと。

四 出生時育児休業終了予定日とされた日までに、出生時育児休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第三項の規定により休業する期間、育児休業期間、第十五条第一項に規定する介護休業期間又は新たな出生時育児休業期間について準用する。

五 前項の同意をした労働者は、当該同意の全部又は一部を撤回することができる。ただし、第二項の規定による申出に係る出生時育児休業開始予定日とされた日以後においては、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に限る。

六 次の各号に掲げるいづれかの事情が生じた場合には、出生時育児休業期間は、第一項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第四号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。

七 第八条第四項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十一条中「育児休業申出をし、又は」を「育児休業申出等(育児休業申出及び出生時育児休業申出をし、又は)」に改め、「こと」の下に「又は第九条の五第二項の規定による申出若しくは同条第四項の同意をしなかつたことその他の同条第二項から第五項までの規定に関する事由であつて厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第十四条第一項及び第三項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改める。

第十五条第三項第二号中「育児休業期間」の下に「出生時育児休業期間」を加え、同条第四項

中「第八条第三項後段」を「第八条第四項後段」に改める。

第十六条を次のように改める。

(不利益取扱いの禁止)

第十六条 事業主は、労働者が介護休業申出を

し、又は介護休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第十六条の四及び第十六条の七中「第十条」を「第十六条」に改める。

第十六条の八第四項第三号、第十七条第四項第三号及び第十九条第四項第三号中「育児休業期間」の下に「出生時育児休業期間」を加える。

第十六条の八第四項第三号、第十七条第四項第三号及び第十九条第四項第三号中「育児休業申出等」に改める。

第五十六条の二中「第六条第一項」の下に「第九条の三第二項」を、「第十六条の六第二項において準用する場合を含む。」の下に「第九条の三第一項」を加え、「第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。」を削り、「第十二条第二項」の下に「第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。」を加える。

第五十七条の二中「第六条第一項」の下に「第九条の三第二項」を、「第十六条の六第二項において準用する場合を含む。」の下に「第九条の三第一項」を加え、「第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。」を削り、「第十二条第二項」の下に「第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。」を加える。

を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び同報

ようにより改正する。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(育児休業の取得の状況の公表)

第二十二条の一 常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

第二十九条中「第二十二条」を「から第二十二条の二まで」に改める。

第五十六条の二中「第二十二条第一項」の下に「第二十二条の二」を加える。

第五十七条及び第六十条第二項中「第二十二条第一項第三号」の下に「第二十二条の二」を加える。

第五十八条の二中「第二十二条第一項」の下に「第二十二条の二」を加える。

第五十九条及び第六十条第二項中「第二十二条第一項第三号」の下に「第二十二条の二」を加える。

第六十条第一項中「第六十一条の八」を「第六十一条の九」と改める。

第五十条第一項中「第六十一条の八」を「第六十一条の九」と改める。

第五十一条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第五十二条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第五十三条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第五十四条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第五十五条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第五十六条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第五十七条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第五十八条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第五十九条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第六十条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第六十一条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第六十二条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第六十三条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第六十四条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第六十五条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第六十六条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第六十七条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第六十八条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

第六十九条第一項中「第六十一条の八第一項」に「(略)」を加える。

当該日によることが適当でないと認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働省令で定める日」という。」と、「(当該特例基準日)開始した日」とあるのは「(当該特例基準日)と、前項中「休業を開始した日」とあるのは

「特例基準日」とする。

第七十二条第一項中「第六十一条の七第一項」の下に「(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「災害又は」を災害に改め、「困難な者」の下に「又は第六十一條の七第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の日」を加える。

第五条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条の八」を「第六十一条の九」に改める。

第三十七条の六第一項中「及び第六十一条の七第一項」を「第六十一条の七第一項及び第六十二項」とし、「(略)」を「を」に改める。

第六十一条第二項及び第六十一條の二第二項中「育児休業給付金」の下に「若しくは出生時育児休業給付金」を加える。

第六十一条の六第一項中「育児休業給付金」の下に「及び出生時育児休業給付金」を加える。

第六十二条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十三条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十四条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十五条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十六条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十七条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十八条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十九条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十一条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十二条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十三条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十四条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十五条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十六条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十七条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十八条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十九条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

第六十一条第一項中「第六十一条の七第一項」に「(略)」を加える。

に、「同項を第一項に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「係る休業」を「係る育児休業(同一の子について二回以上の育児休業)をした場合にあつては、初回の育児休業とする。」に、「当該休業を「育児休業」を「(当該育児休業(同一の子について二回以上の育児休業)を「係る育児休業(同一の子について二回以上の育児休業)をした場合にあつては、初回の育児休業とする。」に、「当該休業を「育児休業」とする。」に、「当該休業を「(当たる日から育児休業)を「(当たる日から育児休業)を「(当該休業を終了した日の)」を「育児休業を終了した日の」に、「おける当該休業を「(当該育児休業)に、「から当該休業」を「から当該育児休業」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」に規定する休業を「育児休業」に、「当該休業」を「当該育児休業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「当該休業」を「当該育児休業」に、「当該子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。」に、「特例基準日」を「特例基準日」に改め、「いう」の下に「。」以下この項及び第三項において同じ」を加え、「(当該休業)を「育児休業」に、「当該特例基準日」を「特例基準日」に、「(休業)を「育児休業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項(第七項において読み替えて適用する場合を含む。第四項、第六項及び次条第二項において同じ。)に規定する休業」を「育児休業」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 被保険者が育児休業についてこの章の定めるところにより育児休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が同一の子について三回以上の育児休業(厚生労働省令で定める場合に該当するものを除く。)をした場合における三回目以後の育児休

業については、前項の規定にかかるらず、育児休業給付金は、支給しない。

第六十一条の八第一項中「育児休業給付金」を「育児休業給付」に改め、同条第二項中「育児休業給付金」を「育児休業給付」に、「新たに前条第一項に規定する育児休業を当該育児休業給付の支給に係る育児休業を開始した日に養育していた子以外の子について新たに育児休業」に、「前項」を「同項」に、「当該休業」を「当該育児休業」に改め、第三

章の二中同条を第六十一条の九とし、第六十二条の七の次に次の二条を加える。

第六十一条の八 出生時章

保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、その子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定期前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定期から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定期後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定期から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に四週以内の期間を定めて当該子を養育するための休業（当該被保険者が出生時育児休業給付金の支給を受けることを希望する旨を公共職業安定所長に申し出たものに限る。以下この条において「出生時育児休業」という。）をした場合において、当該出生時育児休業（当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。）を開始した日前二年間（当該出生時育児休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険

者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間に）に、みなしべ保険者期間が通算して十二箇月以上であつたとき、支給する。

被保険者が出生時育児休業についてこの章の定めるところにより出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する

出生時育児休業をしたときは、前項の規定にかかわらず、出生時育児休業給付金は、支給する。

一 同一の子について当該被保険者が三回以上のお出生時育児休業をした場合における三

回目以後の出生時育児休業

を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が二十八日に達した日後の出生時育児休業

第一項の「みなし被保険者期間」は、出生時
育児休業を開始した日を被保険者でなくなつ
た日とみなして第十四条の規定を適用した場

合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

出生時育児休業給付金の額は、出生時育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該出

生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業(同一の子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育

児休業とする。)を開始した日の前日を受給開始時格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(次項において「休業開始時賃金日額」という。)に第二項第二号に規定す

る合算して得た日数(その日数が二十八日を超えるときは、二十八日。次項において「支給日数」という。)を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額(次項において「支給額」という。)とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは「第二号ハに定める額」とする。

5 前項の規定にかかわらず、出生時育児休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から当該出生時育児休業をした期間(第二項第一号に規定する合算して得た日数が二十八日を超えるときは、当該日数が二十八日に達するまでの期間に限る。)に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に支給額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、出生時育児休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、第一項の規定にかかるわらず、出生時育児休業給付金の額とする。

6 前条第九項の規定は、出生時育児休業給付金について準用する。この場合において、同項中「第六十一条の七第九項」とあるのは、「第六十一条の八第六項において読み替えて準用する第六十一条の七第九項」と読み替えるものとする。

7 出生時育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が、既に同一の子について育児

休業給付金の支給を受けていた場合における第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、第一項中「限る」とあるのは「限り、育児休業給付金の支給に係るもの」を除く」と、「当該出生時育児休業(当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。)」とあるのは「当該子について当該被保険者がした初回の育児休業」と、「(当該出生時育児休業)とあるのは「(当該育児休業)と、第三項中「出生時育児休業」とあるのは同一の子についてした初回の育児休業」と、第四項中「当該出生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業(同一の子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育児休業とする。)」とあるのは「同一の子についてした初回の育児休業」とする。

8 育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が、既に同一の子について出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合における前条第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「育児休業」とあるのは「育児休業(次条第一項に規定する出生時育児休業及び)と、同条第五項中「育児休業」とあるのは「育児休業(次条第一項に規定する出生時育児休業を除く。)」と、同条第六項中「起算し当該育児休業給付金」とあるのは「起算し当該育児休業給付金(同一の子について当該被保険者が支給を受けていた次条第一項に規定する出生時育児休業給付金を含む。以下この項において同じ。)」とする。

第七十二条第一項中「若しくは第六十一条の七第一項(同条第三項)を、「第六十一条の七第一項(同条第四項)に、「の理由」を「若しくは第一項(同条第四項)に、「の理由」を「若しくは第

六十一条の八第一項の理由」に、「又は第六十一条の七第三項」を、「第六十一条の七第二項の場合又は同条第四項】に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の改正規定並びに附則第十二条(附則第一条第一号に掲げる規定を除く。次項において同じ。)による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第三項の規定を除く。次項において同じ。)による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第八十八号)第四十七条の三の改正規定(「第二十五条第一項」を「第二十五条に改める部分に限る。」及び附則第十四条の規定定 定 公布の日

二 第四条の規定及び附則第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条及び第五条の規定並びに附則第四条、第七条、第九条、第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条の規定及び附則第五条の規定 令和五年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、第一条から第三条までの規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の施行の状況、男性労働者の育児休業(同法第二条第一号に規定する育児休業をいう。附則第四条において同じ。)の取得の状況その他の状況の変化を

勘案し、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(介護をするための休業に係る承認の請求を公務員がする場合における経過措置)

第六十条の八第一項に掲げる規定の施行の日(附則第七条において「第三号施行日」といいう。)前の日に開始した育児休業(当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子を養育するためには、当分の間、同項中第十一条第一項ただし書とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和三年法律第二百六十一号)第一条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」と「同項ただし書に規定する者」とあるのは「同項ただし書各号のいずれにも」とする。

(育児休業に関する経過措置)

第十一条第一項ただし書」と、「同項ただし書に規定する者」とあるのは「同項ただし書各号のいずれにも」とする。

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(附則第七条において「第三号施行日」といいう。)前の日に開始した育児休業(当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子を養育するためには、当分の間、同項中第十一条第一項ただし書とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和三年法律第二百六十一号)第一条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」と「同項ただし書に規定する者」とあるのは「同項ただし書各号のいずれにも」とする。

(育児休業の取得の状況の公表に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十二条の二の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度から適用する。

第六条 第四条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の七第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後に同法第六十一条の七第三項に規定する休業を開始する者に

一号)第四条第一項に規定する職員のうち、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員に対する第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項の規定の適用については、当分の間、同項中第十一条第一項ただし書とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項の規定による改正後の雇用保険法の一部を改正する法律(令和三年法律第二百六十一号)第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度から適用する。

第六条 第四条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の七第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後に同法第六十一条の七第三項に規定する休業を開始する者に

十一条第一項ただし書」と、「同項ただし書に規定する者」とあるのは「同項ただし書各号のいずれにも」とする。

第六条 第四条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の七第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後に同法第六十一条の七第三項に規定する休業を開始する者に

十一条第一項ただし書」と、「同項ただし書に規定する者」とあるのは「同項ただし書各号のいずれにも」とする。

第六条 第四条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の七第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後に同法第六十一条の七第三項に規定する休業を開始する者に

について適用し、第二号施行日前に第四条の規定による改正前の雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始した者については、なほ従前の例による。

(育児休業給付に関する経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の雇用保険法（以下この条において「新雇用保険法」という。）第六十一条の七の規定は、第三号施行日以後に同条第一項に規定する育児休業を開始する者について適用し、第三号施行日前に第五条の規定による改正前の雇用保険法（次項において「旧雇用保険法」という。）第六十一条の七第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、第三号施行日前に開始した旧雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業（当該休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、労働者が当該子を養育するための休業であつて、育児休業給付金の支給に係るものに限る。）がある場合の新雇用保険法第六十一条の七第二項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）附則第七条第二項に規定する休業」とする。

3 新雇用保険法第六十一条の八の規定は、第三号施行日以後に同条第一項に規定する出生時育児休業を開始する者について適用する。

について適用し、第二号施行日前に第四条の規定による改正前の雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始した者については、なほ従前の例による。

第五条の規定による改正後の雇用保険法（以下この条において「新雇用保険法」という。）第六十一条の七の規定は、第三号施行日以後に同条第一項に規定する育児休業を開始する者について適用し、第三号施行日前に第五条の規定による改正前の雇用保険法（次項において「旧雇用保険法」という。）第六十一条の七第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、第三号施行日前に開始した旧雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業（当該休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、労働者が当該子を養育するための休業であつて、育児休業給付金の支給に係るものに限る。）がある場合の新雇用保険法第六十一条の七第二項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第二号）附則第七条第二項に規定する休業」とする。

3 新雇用保険法第六十一条の八の規定は、第三号施行日以後に同条第一項に規定する出生時育児休業を開始する者について適用する。

（船員職業安定法の一部改正）

第八条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中「第二十条の二」の下に「

第二十一條第二項」を加える。

第九条 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中「同法第十六条」を「第十六条 同法」に改める。

（調整規定）

第四十七条の三中「（同法第十六条」を「第十六条 同法」に改める。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。

第十五条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置のいずれかの措置を講じなければならないものとすること。

4 一歳に満たない子についてする育児休業生後八週間の期間内に労働者が当該子を養育するためには育児休業を除く）について、子の出生後八週間の期間内に労働者が当該子を養育するものとすること。

5 労働者は、その養育する子について、その事業主に申し出ることにより、子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内に四週間以内の期間を定めてする出生時育児休業をすることができるものとし、出生時育児休業をするものとし、出生時育児休業は、合計二十八日を限度として、二回に分割できるものとする。また、事業主は、休業申出をした労働者から休業期間中の就業可能日等の申出があつた場合て、二回に分割できるものとする。また、事業主は、休業申出をした労働者から休業期間中の就業可能日等の申出があつた場合には、その範囲内で日時を提示し、休業開始前までに当該労働者の同意を得た場合に限り、厚生労働省令で定める範囲内で、就業させることができるものとする。

6 常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得状況を公表しなければならないものとすること。

7 育児休業給付に出生時育児休業給付金を追加し、その額は、休業開始時賃金日額に休業期間の日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額とすること。

8 この法律は、一部を除き、令和四年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できること。

育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談等の措置を講じなければならぬものとすること。

9 この法律は、一部を除き、令和四年四月一日から施行すること。

三 事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようするため、その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備又はその他厚生労働省令

は、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和三年六月二日

厚生労働委員長 とかしきなおみ

衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 男性の育児休業の取得促進については、それが男性の育児・家事参加の機会確保と男女共同参画への意識改革につながることに加え、出産・育児においては、男性も女性も一定期間育児休業の取得促進については、それ

が男性の育児・家事参加の機会確保と男女共同参画への意識改革につながることに加え、出産・育児においては、男性も女性も一定期間職場から離れて育児に専念するということを社会通念上も雇用慣行上も当然のものとして定着させることで、雇用・職業における女性への差別の取扱いはあってはならないし、許されないものであるとの認識の下、これを是正・解消し、真に男女が共に参画できる社会を構築することに寄与する観点で、今後も引き続き前進させそのための努力を行うこと。

二 男性の育児休業取得率を令和七年において三十パーセントに引き上げるという政府目標の実現に向けて、労働者及び事業主の理解の促進、育児休業制度の内容の周知、好事例の普及などに努めること。また、制度内容の周知に当たっては、本法による改正で複雑化した制度が国民によく理解され、もって育児休業の取得が促進されるよう、適切な広報に努めること。

三 今回の出生時育児休業は、一定の範囲で特別

四 今回の制度改正の施行に当たっては、企業の理解を得た上で実施していくことが必要となることから、全ての労働者が育児休業の権利行使できるよう、小規模事業者であっても活用できるよう、規制緩和の適用で代替要員確保や雇用環境の整備等の措置に対して支援を行うなど、事業主の負担に配慮した制度運営を行うこと。

五 事業主はその雇用する労働者に對して出生時育児休業の申出期限を適切に周知するとともに、その申出期限にかかるわらず事業主及び労働者双方が早期の休業申出に向けて互いに配慮することが望ましい旨を指針に明記すること。

六 育児休業は労働者の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則であり、事業主から労働者に對して就業可能日等の申出を一方的に求めることや、労働者の意に反するような取扱いがなされることのないよう指針に明記するとともに、違反が明らかになつた場合には事業主に對して厳正な措置を講ずること。

七 出生時育児休業中の就業は、あくまで労働者からの申出が前提となつてることから、それ

は、育児休業中の社会保険料免除要件の見直しに可能とする労使協定の締結についても、使用者側からの一方的な押しつけにならないよう、労働者側の意向を反映する適正な手続を明らかにし、周知を徹底すること。

八 育児休業中の社会保険料免除要件の見直しに關し、労働者が育児休業中に就業した場合には、休業中の就業日数によっては社会保険料の免除が認められなくなり、労働者に想定外の経

九 選択肢の中からいずれかの措置を講じなければならぬとされている雇用環境の整備については、可能な限り、複数の措置を行うことが望ましいことについて、事業主の理解を得るよう努めること。また、研修については、労働者のみでなく、事業主に対しても行われるような方策を検討し、労働者が安心して希望する期間の育児休業を取得することのできる職場風土の醸成を図ること。

十 育児休業等の制度への理解不足により、労働者の権利行使が妨げられることのないよう、事業主が妊娠・出産の申出をした労働者に對して、育児休業制度のみでなく、休業の申出先や休業中の所得保障などについても知らせることとするなど、育児休業の取得に對して実効ある措置を講ずること。

十一 育児休業の取得意向の確認等において、労働者に對し取得を控えさせるような取扱いが行われないよう運用を徹底するとともに、違反が明らかになつた場合には事業主に對して厳正な対処を行うこと。

十二 常時雇用する労働者が千人を超える事業主に義務付ける育児休業の取得状況の公表に際しては、育児休業取得期間についても、その公表の促進を図る方策について検討すること。

十三 上場企業等については、有価証券報告書などの企業公表文書等への育児休業取得率の記載を促すこと。

十四 雇用均等基本調査における育児休業取得期間の調査及び公表については、取得状況を的確に把握し、もつて今後の育児休業制度の在り方の検討に資するため、その頻度及び調査項目について必要な見直しを行うこと。

十五 本法附則の規定に基づく検討においては、出生時育児休業等の取得期間、出生時育児休業中の就業、育児休業の分割取得、有期雇用労働者の育児休業等の取得の状況等について詳細な調査を行うとともに、その結果を広く公表すること。

十六 派遣労働者については、派遣契約の違いによる育児休業及び介護休業の取得状況の実態把握を行い、取得促進に向けた運用の改善と具体的な促進策を検討すること。

十七 新型コロナウイルス感染症による雇用保険財政への影響を踏まえ、財政運営の安定確保策について早急に検討するとともに、雇用保険の国庫負担については雇用政策に対する政府の責任を示すものであることから、雇用保険法附則第十五条の規定に基づき、安定した財源を確保した上で同法附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止すること。

十八 本法附則の規定に基づく検討においては、出生時育児休業等の取得期間、出生時育児休業中の就業、育児休業の分割取得、有期雇用労働者の育児休業等の取得の状況等について詳細な調査を行うとともに、その結果を広く公表すること。

十九 女性の就業継続を促進するためには男性の育児・家事への参画を促す必要があることから、自治体が実施する両親学級、父親学級等については、より男性が参加しやすく、産後の育児・家事について学ぶものとなるよう、必要な支援を行うこと。

| | | |
|-------------------------------|--|--|
| | | 第四章 雜則(第十七条—第二十二条) |
| (趣旨) | | 附則 |
| | | 第一章 総則 |
| | | 第一条 この法律は、石綿にさらされた建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上も踏まえつつ、必要な対応の検討を行うこと。 |
| | | 二十二 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に向けて、事業主に対して雇用管理制度の徹底を図るとともに、制度を利用していらない労働者に対するパワーハラスメント対策についても徹底を図ること。 |
| | | 二十三 働きながら安心して育児が行えるようにするという観点から、ひとり親世帯など、子育て世帯の多様化も踏まえつつ、本法附則の規定に基づく検討を行うこと。 |
| | | 二十四 育児休業は子の養育のための休業であることから、子の養育という目的を果たせないようない形で育児休業中に請負で働くことは育児休業の趣旨にそぐわないものであることについて、適切に周知すること。 |
| | | 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案 |
| | | 右の議案を提出する。 令和三年六月二日 提出者 厚生労働委員長 とかしきなみ |
| | | 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会(第十六条) |
| 目次 | | |
| 第一章 総則第一条・第二条) | | |
| 第二章 納付金等の支給(第三条—第十五条) | | |
| 第三章 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会(第十六条) | | |
| | | 第二章 納付金等の支給 (給付金の支給) |
| | | 第三条 国は、この法律の定めるところにより、特定石綿被害建設業務労働者等に対し、給付金を支給する。 |
| | | 2 特定石綿被害建設業務労働者等が死亡したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の給付金の支給を請求することができる。 |
| | | 3 納付金の支給を受けることができる遺族は、特定石綿被害建設業務労働者等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とする。 |
| | | 4 納付金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序による。 |
| | | 5 納付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなされ、その一人に対しても支給は、全員に対してもしたるものとみなす。 |
| | | 第四条 納付金の額は、次の各号に掲げる特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 |
| | | 一 石綿肺により死亡した者(じん肺管理区分が管理二若しくは管理三であった者(じん肺法第二条第二項第二号に規定する合併症のうち厚生労働省令で定めるもの(第三号イ(1)及びロ(1)において「指定合併症」という。)にかかる者を除く。)又はこれに相当する者に限る) 千二百万円 |
| | | 四 労働者を使用しないで事業を行ふことを常態とする者 |
| | | 五 前号に掲げる者が行う事業に従事する者(労働者を除く。) |
| | | 二 前号に掲げるもののほか、中皮腫、肺がん |
| | | 五十年十月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたものに限る。) |

| | |
|-------------|--|
| 3 | 特定石綿被害建設業務労働者等(肺がんにかかる者に限る)であつて、喫煙の習慣を有したものに係る給付金の額は、前二項の規定にかわらず、第一項第一号イ又は第二号に定める額(前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定による額)に百分の九十を乗じて得た額とする。 |
| (給付金に係る認定等) | |
| 第五条 | 厚生労働大臣は、給付金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、給付金を支給する。 |
| 2 | 前項の給付金の支給の請求(次条第一項及び第三項並びに第七条第一項において単に「請求」という。)は、石綿関連疾病にかかる旨の医師の診断又は石綿肺に係るじん肺法の規定によるじん肺管理区分の決定(じん肺管理区分が管理 |
| 2 | (1)以外の者 八百万円 (2) (1)以外の者 八百万円 口 じん肺管理区分が管理二である者又はこれに相当する者 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 |
| 三 | 前二号に掲げるもののほか、石綿肺にかかる者 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 |
| イ | じん肺管理区分が管理三である者又はこれに相当する者 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 |
| 円 | (1) 指定合併症にかかる者 千百五十万円 (2) 指定合併症にかかる者 九百五十万円 |
| 2 | 特定石綿被害建設業務労働者等であつて、第二項各号に規定する期間のうち特定石綿ばく露建設業務に従事した期間が、次の表の上欄に掲げる石綿関連疾病に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間を下回るものに係る給付金の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める額に百分の九十を乗じて得た額とする。 |
| 3 | 請求者が、正当な理由がなくて、第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、厚生労働大臣は、その請求を却下することができる。 |
| 第七条 | 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求の内容を特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会に通知し、次に掲げる事項について審査を認めなければならない。 |
| 一 | 当該請求に係る請求者(当該請求者が遺族の場合は、当該請求に係る死亡した者)が特定石綿ばく露建設業務に従事した期間 |
| 二 | 当該請求に係る請求者がかかった石綿関連疾病的種類 |
| 三 | 当該請求に係る請求者が特定石綿ばく露建設業務に従事したことと石綿関連疾病にかかったこととの関係 |
| 四 | 当該請求に係る請求者の喫煙の習慣の有無 |
| 2 | 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、同項各号に掲げる事項について審査を行なう。 |
| 3 | 厚生労働大臣は、前項の規定による通知があつた特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。 |
| 第六条 | 厚生労働大臣は、前条第一項の認定(次項及び次条第三項において単に「認定」という。)を行うため必要があると認めるときは、請求をした者(第三項及び次条第一項において「請求者」という)その他の関係人に對して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けさせることができること。 |
| 2 | 厚生労働大臣は、認定を行うため必要がある |
| 第九条 | 国は、給付金の支給を受けた特定石綿被害建設業務労働者等であつて、吸入した石綿により新たに第四条第一項各号(第三号口(2)を除く。次条において同じ。)のいずれかに該当するに至つたものに対し、追加給付金を支給する。 |
| 2 | 第三条第二項から第五項までの規定は、追加給付金の支給について準用する。 |
| 3 | 第一次第追加給付金の額は、第四条第一項各号に掲げる特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じ、同項各号に定める額(同条第二項又は第三項の規定による額)から、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。 |
| 1 | 初めて追加給付金の支給を受ける場合 第三条第一項の規定により支給された給付金の額 |
| 2 | 既に追加給付金の支給を受けたことがある場合 第三条第一項の規定により支給された給付金の額及び前条第一項の規定により支給された追加給付金の額の合計額 |
| 3 | 厚生労働大臣は、前項の規定による通知があつた特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。 |
| 第十一条 | 厚生労働大臣は、追加給付金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、追加給付金を支給する。 |
| 2 | 第五条第二項及び第六条から第八条までの規定は、前項の認定について準用する。 |
| 第十二条 | 給付金又は追加給付金(以下「給付金等」という。)の支給を受ける権利を有する者に |

| | | | |
|--|--|---|--|
| <p>対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合(この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む)においては、国は、その額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。</p> <p>2 給付金等の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、國以外の者により民法明治二十九年法律第八十九号(その他の法律による損害賠償その他これに類するものにより損害の填補がされたときは、当該損害の填補の額と支払われるべき給付金等の額のうち損害の填補に相当する額として厚生労働省令で定める額の合計額が、支払われるべき給付金等の額の二倍に相当する額を超える場合(この法律の施行前に、既に國以外の者により損害の填補がされている場合を含む。)においては、国は、その超える額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。</p> | | (非課税) | |
| <p>第三章 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会</p> | | 第十五条 租税その他の公課は、給付金等を標準として課すことができない。 | |
| <p>2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、政令で定める。</p> | | 第十六条 厚生労働省に、特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会(以下この条において「審査会」という。)を置く。 | |
| <p>第四章 雜則</p> <p>(戸籍事項の無料證明)</p> <p>第十七条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市においては、区長又は総合区長とする。)は、厚生労働大臣又は給付金等の支給を受けようとする者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、給付金等の支給を受けようとする者の戸籍に關し、無料で證明を行うことができる。</p> | | 2 審査会は、次条第一項の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。 | |
| <p>(独立行政法人労働者健康安全機構への事務の委託)</p> <p>第十八条 厚生労働大臣は、給付金等の支払に關する事務を独立行政法人労働者健康安全機構(次条第一項及び第二十条において「機構」という。)に委託することができる。</p> | | 2 政府は、前項の規定により機構に対して交付する資金については、必要な財政上の措置を講じて、確保するものとする。 <p>(権限の委任)</p> <p>第二十一条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。</p> <p>2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に委任することができる。</p> | 第二十条 政府は、予算の範囲内において、第十八条の規定により業務の委託を受けた機構に対して、給付金等支払業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。 |
| <p>(特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金)</p> <p>第十九条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、給付金等の支払業務(以下この項及び別表第一第二十号の二十八の次に次の一号を加える。)に委託することができる。</p> | | 2 基金は、次条第一項の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。 | |
| <p>2 前項の規定による徵収金の先取特權の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>(譲渡等の禁止)</p> <p>第十四条 給付金等の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。</p> | | 2 (厚生労働省令への委任) | |
| <p>(厚生労働省令への委任)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第十八条から第二十条まで及び第二十二条並びに附則第五条から第七条までの規定は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第二十二条 この法律に定めるもののほか、給付金等の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> | | 第三条 第二十二条の規定により業務の委託を受けた機構は、給付金等支払基金(次項において「基金」という。)を設ける。 | |
| <p>(社会保険労務士法の一部改正)</p> <p>第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第二十号の二十八の次に次の一号を加える。</p> | | 第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による同法第三条第一項の給付金又は同法第九条第一項の追加給付金の支給に關する事務であつて別表第一の六十五の項の次に次のように加える。 | |
| <p>(社会保険労務士法の一部改正)</p> <p>第五条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九</p> | | 第五条 第二十九条 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に關する法律(令和三年法律第一号) | |

十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」に改める。

第十三条の二の三を第十三条の二の四とし、第十三条の二の二を第十三条の二の三とし、第十三条の二の次に次の二条を加える。

(特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会) 第十三条の二の二 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会については、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第二号)(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

(独立行政法人労働者健康安全機構法の一部改正) 第十三条の二の二 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会に於ては、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第二号)(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

(独立行政法人労働者健康安全機構法の一部改正) 第十三条の二の二 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会に於ては、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第二号)(これに基づく命令を含む)の定めるところによる。

第十三条の二の三を第十三条の二の二に改めに改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の二」に改める。

第六条 独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「立替払事業」の下に「特定石綿被害建設業務労働者等(特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和三年法律第二号)第二条第三項に規定する特定石綿被害建設業務労働者等をいう。)に対する給付金等の支給」を加える。

第十二条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第三条第一項の給付金の支払及び同法第九条第一項の追加給付金の支払を行うこと。

第十二条の三を次のように改める。

(区分経理)

第十二条の三 機構の経理については、次に掲

げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 労働者災害補償保険法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われる業務

二 第十二条第一項第八号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務以外の業務

第三章中第十五条の次に次の二条を加える。

(特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金)

第十五条の二 機構は、第十二条第一項第八号に掲げる業務に要する費用(その執行に要する費用を含む)に充てるために特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金(次項における「基金」という)を設け、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に

関する法律第十九条第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、第十二条第一項第八号に掲げる業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

附則第三条第六項中「第十二条の三に規定する」を「第十二条の三第一号に掲げる」に、「も」の業務に改める。

(独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「第十二条の三に規定する」を「第十二条の三第一号に掲げる」に、「も」の業務に改める。

第一条 この法律は、我が国が強制労働の廃止に

理由

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等において、国が労働安全衛生法に基づく権限行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という司法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において國の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定める必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、給付金等に係る請求に対して給付金等を支給した場合の総額として見込まれる金額は、約四千億円である。

第三条 国家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百二十八条の二を第百二十八條の三とし、第百二十八條の次に次の二条を加える。

第百二十八條の二 海員が外国において脱船したときは、一年以下の禁錮に処する。

(国家公務員法の一部改正)

第百十条第一項第十九号を次のように改めよう。改める。

第百十一条の次に次の二条を加える。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

二 第百十二条第一項に規定する政治的行為の規制に違反した者

(郵便法の一部改正)

第一条 この法律は、我が国が強制労働の廃止に

関する条約(第百五号)を締結するため、同条約が禁止する強制労働に該当するおそれがある罰則に関する規定に係る関係法律の整備について定めるものとする。

第二条 船員法(昭和二十一年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第百二十八条条中「左の各号の一」を「次の各号のいづれかに改め、同条第二号中「乃至第十四条」を「から第十四条まで」に、「当り」を「当たり」に改め、同条第四号を削る。

第百二十八條の二を第百二十八條の三とし、第百二十八條の次に次の二条を加える。

第百二十八條の二 海員が外国において脱船したときは、一年以下の禁錮に処する。

(国家公務員法の一部改正)

第百十条第一項第十六号及び第十七号を次のように改める。

第百十条第一項第十六号及び第十七号を次のように改める。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

第百十二条第一項第十九号を次のように改めよう。

二 第百十二条第一項に規定する政治的行為の規制に違反した者

(郵便法の一部改正)

第四条 郵便法(昭和二十一年法律第二百六十五号)

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 令和三年六月二日 | |
| | | 衆議院議長 大島 理森殿 | 厚生労働委員長 とかしきなおみ |
| | | 我が国が強制労働の廃止に関する条約(第百五 号)を締結するため、同条約が禁止する強制労働 に該当するおそれがある罰則に關する規定に係る 関係法律の規定中、懲役刑を禁錮刑に改める必要 がある。これが、この法律案を提出する理由であ る。 | 理由 |
| | | 強制労働の廃止に關する条約(第百五号)の 締結のための関係法律の整備に關する法律 案(駒浩君外七名提出)に關する報告書 | 金に処する]に改める。 (電気通信事業法の一部改正) |
| 第五条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第 二百八十四号)の一部を次のように改定する。 | 第六十条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八 十六号)の一部を次のように改定する。 | 第六十一条 第百八十八条第二項中「も、前項と同様とする」 を「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰 金に処する」に改め、同条の次に次の一条を加 える。 | 第九条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八 十六号)の一部を次のように改定する。 |
| 第五条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第 二百八十四号)の一部を次のように改定する。 | 第六十二条 第百八十九条第二項中「から第百七十九条まで」 を「、第百七十九条、第百八十条の二」に改め る。 | 第六十二条 第百八十九条第二項中「から第百七十九条まで」 を「、第百七十九条、第百八十条の二」に改め る。 | 第六十条 第二十五条第一項又は第二項 の規定に違反して電気通信役務の提供を拒ん だ場合には、その違反行為をした者は、二年 以下の禁錮若しくは百万円以下の罰金に処 し、又はこれを併科する。 |
| 第五条 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第 二百八十四号)の一部を次のように改定する。 | 第六十三条 第百九十条の二 何人たるを問わず、第三十七 条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を 共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれら の行為を企てた者は、三年以下の禁錮又は百 万円以下の罰金に処する。 | 第六十三条 第百九十条の二 何人たるを問わず、第三十七 条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を 共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれら の行為を企てた者は、三年以下の禁錮又は百 万円以下の罰金に処する。 | 第六十二条 第百八十九条第二項中「から第百七十九条まで」 を「、第百七十九条、第百八十条の二」に改め る。 |
| 第七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五 号)の一部を次のように改定する。 | 第七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五 号)の一部を次のように改定する。 | 第七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五 号)の一部を次のように改定する。 | 第七条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五 号)の一部を次のように改定する。 |
| 二十八条の二】を加える。 | 二十八条の二】を加える。 | 二十八条の二】を加える。 | 二十八条の二】を加える。 |
| 第一百九条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、 同項第一号を次のように改める。 | 第一百九条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、 同項第一号を次のように改める。 | 第一百九条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、 同項第一号を次のように改める。 | 第一百九条第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、 同項第一号を次のように改める。 |
| 一 削除 | 一 削除 | 一 削除 | 一 削除 |
| 第一百九条の次に次の二条を加える。 | 第一百九条の次に次の二条を加える。 | 第一百九条の次に次の二条を加える。 | 第一百九条の次に次の二条を加える。 |
| 第一百九条の二 第六十二条第一項の規定に違 反した者は、三年以下の禁錮に処する。 | 第一百九条の二 第六十二条第一項の規定に違 反した者は、三年以下の禁錮に処する。 | 第一百九条の二 第六十二条第一項の規定に違 反した者は、三年以下の禁錮に処する。 | 第一百九条の二 第六十二条第一項の規定に違 反した者は、三年以下の禁錮に処する。 |
| (熱供給事業法の一部改正) | (教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)) | (教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)) | (教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)) |
| 第八条 热供給事業法(昭和四十七年法律第八十 八号)の一部を次のように改定する。 | 第八条 热供給事業法(昭和四十七年法律第八十 八号)の一部を次のように改定する。 | 第八条 热供給事業法(昭和四十七年法律第八十 八号)の一部を次のように改定する。 | 第八条 热供給事業法(昭和四十七年法律第八十 八号)の一部を次のように改定する。 |
| 第三十四条第三項中「も、前項と同様とする」 を「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰 金に処する」に改める。 | 第三十四条第三項中「も、前項と同様とする」 を「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰 金に処する」に改める。 | 第三十四条第三項中「も、前項と同様とする」 を「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰 金に処する」に改める。 | 第三十四条第三項中「も、前項と同様とする」 を「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰 金に処する」に改める。 |
| 右報告する。 | 右報告する。 | 右報告する。 | 右報告する。 |

官 報 (号 外)

第明治二十五年三月三十日可日

令和三年六月三日

衆議院会議録第二十一号

二四

| |
|----------------------|
| 発行所 |
| 二東京一〇番五都港五区八八ノ八門四五丁目 |
| 独立行政法人国立印刷局 |
| 電話 |
| 03 (3587) 4294 |
| 定価 |
| 本体 一部 一一〇円 |